解散公告

当社は、臨時株主総会の決議により、平成二十五年一月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

沖縄県沖縄市仲宗根町七番九号
有限会社潮商事
清算人　譜久山典子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

青森市大字新城字平岡三九九番地二
財団法人ボーイスカウト青森連盟財団
清算人　大柳　繁造

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十九日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

山形県東田川郡庄内町余目字猿田七番地六
庄内町四ツ興野土地区画整理組合清算事務所
代表清算人　佐藤　貞男

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

山形県新庄市城南町五番一一号
財団法人山形県最上郡町村会館
代表清算人　髙橋　重美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

群馬県桐生市本町五丁目四六番地
社団法人五桐倶楽部
代表清算人　飯塚　晃弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

群馬県桐生市本町四丁目八五番地
財団法人本四共愛会館
代表清算人　岸田　信克

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十年四月五日開催の宗教法人毘沙門協会責任役員会議の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

東京都八王子市元横山町三丁目一二番二五号
日蓮宗毘沙門協会
清算人　内田　学成

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日の経過をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

東京都中野区東中野五丁目二三番一四号
財団法人柏村奨学会
代表清算人　柏村　敬

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

神奈川県足柄下郡箱根町箱根字向坂四〇八番の一
財団法人箱根芦の湖国際聖道場
代表清算人　小此木孝夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

富山市赤江町一番七号
社団法人富山県生活衛生同業組合連合会
代表清算人　稲垣　州英

解散公告（第一回）

井上町土地改良区は、平成二十五年四月二日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地
清算法人井上町土地改良区
清算人代表　神谷　重治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

静岡県掛川市長谷一丁目一番地の一
財団法人掛川市開発公社
代表清算人　伊村　義孝

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

愛知県一宮市真清田一丁目二番三〇号
財団法人一宮スポーツ文化センター
代表清算人　中野　和雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

大阪府枚方市東田宮一丁目二番一号
財団法人枚方市公園緑化協会
代表清算人　寺農　斉

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
財団法人沖縄県水源基金
代表清算人　謝花喜一郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

北海道室蘭市入江町一番地五〇
財団法人室蘭市フェリー埠頭公社
清算人　箱田　厚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

札幌市中央区北一条西九丁目一番地
財団法人札幌市在宅福祉サービス協会
代表清算人　福島　康則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

青森市安方一丁目一番三二号
社団法人青森県水産振興会
代表清算人　原口　健二